複合サービス事業				
サービス業(他に分類されないもの)				
個人				
特定非営利活動法人				
その他				
合計		100		100

(記載上の注意)

1　事業年度の期間が４月１日から翌年３月31日までの間である貸金業者が、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第24条の６の10第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。

2　業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去１年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。

3　業種は、日本標準産業分類により分類する。

4　「先数」は名寄せした債務者数を記載する。

5　「個人」欄の残高は、表４の消費者向計の残高と一致する。

6～8　［同左］

9　延滞状況

［同左］

(記載上の注意)

［1・2　同左］

3　延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)

4　［同左］

5　表４の貸付金の種別残高、表５の業種別貸付残高、表６の貸付金の担保内訳の残高及び表９の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

10　［同左］

11　貸金業協会等への加入状況等

1	貸金業協会に加入している
2	信用情報機関に加入している
3	上記のいずれにも該当しない

5～7　［略］

8　延滞状況

［表略］

(記載上の注意)

［1・2　略］

3　延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高の全てを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)

4　［略］

5　表４の貸付金の種別残高、表５の貸付金の担保内訳の残高及び表８の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

9　［略］

［削る。］